

## 開設者を変更する病院及び有床診療所への対応について

資料 7

### 1 経緯

令和3年11月4日に開催された医療審議会医療体制部会において、**医療機関の開設者変更について、事前に把握できる方法を検討し、タイミングを逸さないで、地域医療構想推進委員会で議論できる体制について問題提起があった。**

### 2 これまでの取組

本県では、平成30年2月7日付け国通知「地域医療構想の進め方について」を参考に、開設者変更について特に重要な議題がある場合には、各構想区域の地域医療構想推進委員会において適宜協議を行ってきた。

しかし、これまで地域医療構想推進委員会の協議事項等については、保健所ごとに取り扱いが異なっており、開設者変更に関する協議等を行っていない事例が散見された。

そのため、**令和3年5月11日に愛知県保健医療局長通知「地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について」**を関係団体、保健所、政令・中核市、関係機関等宛て発出し、**開設者変更等に係る考え方の整理**を行った。

#### 地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について（抜粋）

（令和3年5月11日愛知県保健医療局長通知）

個別の医療機関の2025年を見据えた構想区域において担うべき役割や医療機能ごとの病床数などの対応方針については、病床機能報告や意向調査等の結果を推進委員会において共有・確認すること。その結果、個別の医療機関が構想区域において現在担っている役割や医療機能ごとの病床数を変更する予定を把握した場合には、必要に応じて、新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プラン、その他の医療機関の事業計画等の策定や改定について依頼し、推進委員会に提示の上、協議すること。なお、推進委員会で協議を行う際には、事前に愛知県病院団体協議会の幹事病院が各構想区域で開催する協議会等において説明を行うことが望ましい。また、推進委員会で協議を行う際は、やむを得ない場合を除き、変更を行う前に協議を行うこと。

#### ・開設者を変更する医療機関を把握した場合

開設者を変更する医療機関（個人間の継承を含む。）を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第7の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

### 3 取組の概要（開設者変更に係る協議のイメージ）

医療機関の開設者

↓ 行政手続上の相談・問合せ（手続を開始する前の事前段階）

県医療計画課【地域医療構想関係】  
 県医務課【医療法人の定款等】  
 県保健所【医療法上の手続等】  
 政令・中核市保健所【医療法上の手続等】

↓ 計画者に対し、速やかに地区医師会、病院団体協議会の代表幹事病院へ連絡を取るよう依頼

各構想区域の地区医師会、病院団体協議会

↓ 地区医師会、病院団体協議会の協議結果を踏まえ、委員会で情報を共有

各構想区域の地域医療構想推進委員会

### 4 取組の周知

令和3年5月11日の県通知に関する取組について、以下のとおり関係機関に周知を行い、制度の周知徹底を行った。

開催日	会議名	参加者等
R3. 5. 24	基幹的保健所等企画調整担当者会議	県保健所担当者
R3. 10. 13	愛知県地域医療構想推進委員会	地区医師会長、病院団体協議会代表幹事病院長 等
R4. 1. 24	中核市等医務意見交換会	政令市・中核市担当者

なお、保健所等の担当職員の異動もあることから、次年度以降も各会議等において周知を図ることとする。